

(証券コード 4777)
(電子提供措置開始日) 2023年6月2日
(発送日) 2023年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号
株 式 会 社 ガ ー ラ
代 表 取 締 役 菊 川 暁
グ ル ー プ C E O

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）として実施いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<http://www.gala.jp/ir/shareholder/meeting.html>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、2023年3月期（第30期）の株主総会資料をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ガーラ」又は「コード」に当社証券コード「4777」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本株主総会にご出席いただけない場合には、又は当日ご出席される予定でも通信障害等に対する備えとして、以下のとおり、2023年6月23日（金曜日）午後6時00分までに、郵送（書面）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月24日（土曜日）午前10時00分
（アクセス可能時刻：午前9時30分）
2. 開催方法 場所の定めのない株主総会（完全オンライン株主総会）
通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2023年6月30日（金曜日）午前10時00分に延期し、又は継続会を開催します。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<http://www.gala.jp/>）でお知らせいたします。
本株主総会はインターネット上でのみ開催となりますので、実際にご来場いただく会場はございません。本株主総会のご出席、議決権行使に関するお手続き方法等の詳細は、5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご確認ください。
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第30期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更（取締役の増員）の件
第2号議案 定款一部変更（事業年度の変更）の件
第3号議案 取締役1名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- (2)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5)書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本株主総会にオンライン出席し、重複して議決権を行使された場合は、本株主総会において行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、本株主総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、事前に議決権行使をせず、当日オンライン株主総会に出席されたものの、当社側で当日の議決権行使が確認できない場合には、棄権としてお取り扱いいたします。
- (6)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。そのうえで、5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」に従ってお手続きのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
提出期限：2023年6月21日（水曜日）午後6時00分（必着）
提出先：株式会社ガーラ 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前六丁目12番18号
- (7)通信障害対策についての方針の内容の概要、インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法
5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。

以 上

【ご注意とお願い】

- ・当日は「完全オンライン株主総会」終了後、「オンライン事業説明会」を開催いたしますので、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。「オンライン事業説明会」の出席方法等の詳細は、5頁「完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びにオンライン事業説明会の出席方法のご案内」をご参照ください。

【お知らせ】

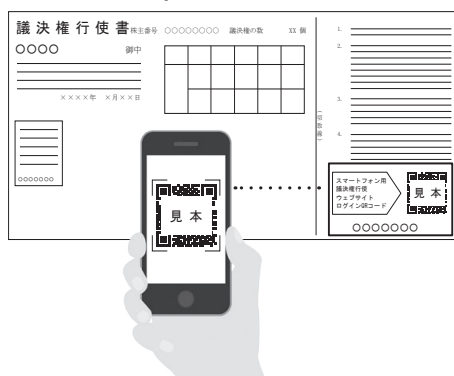
- ・書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査役が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査役が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

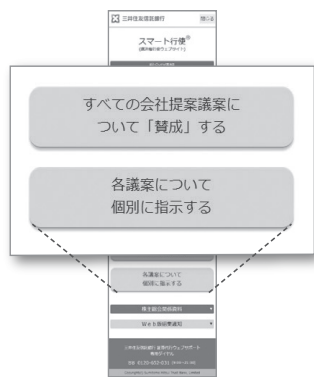
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



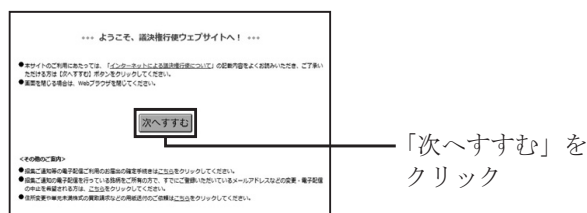
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

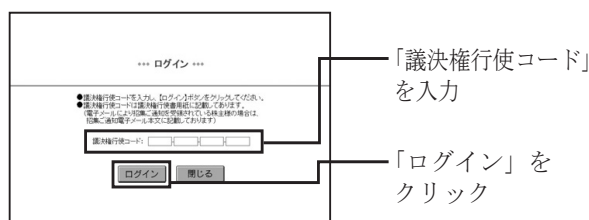
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

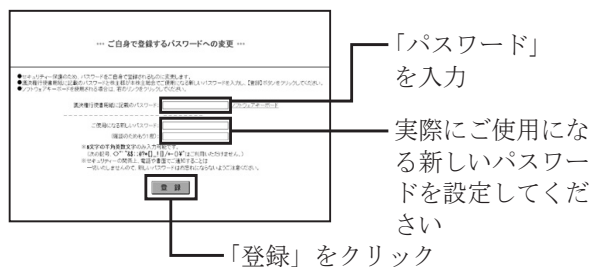
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

完全オンライン株主総会の出席方法及び議決権行使方法並びに オンライン事業説明会の出席方法のご案内

1. 完全オンライン株主総会とは

完全オンライン株主総会とは、リアル株主総会（物理的な場所において開催される株主総会）を開催することなく、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をする株主総会をいいます。

本株主総会は、完全オンライン株主総会として開催いたしますので、事前にオンライン株主総会の出席の申込みを行い、当日オンライン出席された株主様は、インターネット中継を視聴しながら、質問や議決権の行使をすることができます。

※完全オンライン株主総会は、経済産業省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日）」における「バーチャルオンリー型株主総会」に相当いたします。

2. 完全オンライン株主総会の事前申込の方法

本株主総会は、Zoomビデオウェビナーを使用して開催いたします。出席を希望される株主様は、以下の手順により完全オンライン株主総会への事前申込が必要となります。

①Zoomアカウントの取得

②ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード

③申込期日2023年6月21日（水曜日）午後11時59分までにお問い合わせメールアドレス（sokai@gala.jp）宛てに必要事項を記載し、議決権行使書用紙の画面キャプチャを添付のうえ、オンライン株主総会のメール申込

④株主様本人確認が完了した株主様に対して当社事務局から送信されるZoomビデオウェビナー事前登録案内メールに記載のURLからZoomビデオウェビナーの申込（申込期日2023年6月22日（木曜日）午後3時00分）

詳細は、別途当社ウェブサイト

（http://www.gala.jp/ir/shareholder/20230624_meeting.pdf）にて掲載させていただきます。

3. 完全オンライン株主総会の出席方法

上記2. 完全オンライン株主総会の事前申込の方法④Zoomビデオウェビナーの申込の後、事務局にてウェビナー登録の確認が取れ次第、オンライン株主総会に出席するために必要なご案内メールが送信されます。

（当日のアクセスURL、ウェビナーID、PW等が記載されております。）

当日のアクセスURLをクリックすることによりZoomクライアント又はZoomモバイルアプリが立ち上がりますのでウェビナーにログインしていただきます（※）。

当日のオンライン株主総会のログインにつきましては、午前9時30分から可能となります。入場後から株主総会開始（午前10時00分）までは入場後の待機状態となりますので、開始までお待ちください。

（※）Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリが立ち上がらない場合は、Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリに直接ウェビナーID、PWを入力し、ログインしてください。

4. オンライン事業説明会の出席方法

当日は「完全オンライン株主総会」終了後、「オンライン事業説明会」を開催いたしますので、引き続きご出席くださいますようお願い申し上げます。

「オンライン事業説明会」にご出席希望の株主様は、上記2. 「完全オンライン株主総会の事前申込の方法」をご参照のうえ、完全オンライン株主総会にオ

ンライン出席していただき、完全オンライン株主総会後に開催される「オンライン事業説明会」にオンライン出席くださいますようお願い申し上げます。

5. 質問とそのお取扱い

オンライン出席された株主様は、議長により質問並びに動議を含めた審議に関する一切のご発言をお受けする旨の案内が行われた後、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された場合に質問をすることができます。

なお、以下の点をご了承ください。

- ・質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがあります。

6. 議決権の行使について

オンライン出席された株主様は、議長の案内に従って、Zoomビデオウェビナーの投票機能により、議決権を行使することができます。

7. 動議について

本株主総会において動議がある場合、オンライン出席された株主様は、議長により質問並びに動議を含めた審議に関する一切のご発言をお受けする旨の案内が行われた後、Zoomビデオウェビナーの挙手機能により挙手を行い、議長から指名された場合に動議を提出することができます。

議長の指定したタイミング・方法以外のタイミング・方法により動議を行うことや動議であるか否かの判別ができないものは動議として取り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、同様の動議を繰り返し行うことや、明らかに不適法な動議を行うことその他議事の進行やオンライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

8. 通信障害対策についての方針の内容の概要

出席を希望する株主の皆様がアクセス可能なシステムキャパシティを確保します。

通信障害時のマニュアルの整備等、システムの障害発生に備えた対策を事前に講じます。

通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2023年6月30日（金曜日）午前10時00分より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は、速やかに当社ウェブサイト（<http://www.gala.jp/>）でお知らせいたしますので、3. 完全オンライン株主総会の出席方法に従って、本株主総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

9. インターネットを使用することに支障のある株主様のご参加方法（利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要）

インターネットの使用に支障のある株主様は、郵送（書面）により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。行使の方法は、2頁をご参照ください。

10. 本件に関するサポートについて

オンライン株主総会事前登録に関するお問い合わせ等、本件に関する全てのお問い合わせは、お問い合わせメールアドレス (sokai@gala.jp) 宛に送信をお願いいたします。なお、お電話での対応はいたしかねます。

Zoomアカウントの取得方法、Zoomアプリのインストール方法、Zoomへの接続方法、Zoomの機能等に関するお問い合わせにつきましては、一般的な方法をメールによりご案内することは可能ですが、株主様の個別の通信環境等に対応したご案内はできかねますのでご了承ください。

オンライン株主総会当日において株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声が届かない、発言ができない、議決権行使ができない等のトラブルについてのサポートはいたしませんので予めご了承ください。また、それに伴い不利益等が生じた場合でも当社では一切責任を負いかねます。

11. その他株主総会出席に関する注意事項

- (1) 通信障害やパソコンの不具合等に備え、本株主総会へ出席される場合も、議決権の事前行使を推奨いたします。議決権の事前行使の方法は、2頁をご参照ください。
- (2) オンライン株主総会の出席は、①Zoomアカウントの取得及び②ミーティング用Zoomクライアント（パソコンの場合）又はZoomモバイルアプリ（スマートフォン又はタブレット端末の場合）からのアクセスが必須となります。そのため以下を行っていただく必要がございます。
 - ①Zoomアカウントの取得
 - ②Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリのダウンロード本オンライン株主総会当日において、ミーティング用Zoomクライアント又はZoomモバイルアプリからZoomアカウントにてログインし出席する方法以外の方法（例：アプリをインストールせずブラウザのみを使用した出席等）で出席することができませんのでご注意ください。
- (3) インターネットのご利用に関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) 本株主総会開会前及び開会中にトラブルが生じた場合や、本株主総会の運営に変更が生じた場合は、その後の対応等の必要な事項について、当社ウェブサイト (<http://www.gala.jp/>) に掲載しますので、ご確認ください。

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による各種規制等の緩和により個人消費の回復傾向がみられましたが、一方で、ウクライナ情勢の長期化や物価高騰等により依然として先行きは不透明な状況が続いております。このような状況の中、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という。）は「世界No.1のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、オンラインゲーム事業及びスマートフォンアプリ事業に加えてHTML5ゲーム事業並びにMeta Campus事業等の新規事業を進めてまいりました。

当社グループの当連結会計年度における経営成績の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度は、連結売上高3,207,780千円（前期比433.8%増）となり、大幅な増収となりました。これは、主にHTML5ゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」をリリースしたことにより売上高が前期と比較して増加したことによります。

売上原価につきましては、HTML5ゲームに係る支払ロイヤルティ及びオンラインゲーム事業に係る支払チャネリングフィーの増加により増加となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、前期と比較して主に「Flyff Universe（フリフユニバース）」に係るマーケティング活動費用が増加したことによる広告宣伝費の増加、売上増加に伴う付加価値税の増加及びソフトウェア償却費が増加したことから、増加となりました。

また、暗号資産売却損6,916千円、暗号資産評価損58,141千円を営業外費用として計上し、収益性の見込めないソフトウェアについて、減損損失138,666千円を特別損失として計上いたしました。

これらの結果、営業利益437,919千円（前期は営業損失297,865千円）、経常利益400,787千円（前期は経常損失220,339千円）、親会社株主に帰属する当期純利益320,400千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失186,142千円）となりました。

セグメントごとの経営成績の概況は、次のとおりであります。

イ. 日本

日本セグメントでは、連結子会社Gala Lab Corp.が開発したスマートフォンゲームアプリ「Rappelz（ラペルズモバイル）」について、2021年10月にアメリカ・カナダでのサービス提供を開始いたしました。2022年11月にサービス提供を一時終了いたしました。現在、「Rappelz（ラペルズモバイル）」にブロックチェーン技術を組み合わせてNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム（※1）にリニューアルし、グローバルエリアにおけるリリースに向けて準備を進めております。NFTゲーム/ブロックチェーンゲームは、ゲーム内のアイテム等が暗号資産基盤技術であるブロックチェーン（※2）により「NFT（※3）化」され、ユーザーがゲーム内で得たアイテム等を暗号資産に変えて取引所等で売買が可能となります。これにより、ゲームの魅力をより高め、スマートフォンアプリ事業の収益化に向けて注力してまいります。サービス開始予定は、東南アジア、アメリカでの再リリースが2024年3月期第2四半期、EU、台湾が2024年3月期第3四半期を予定しております。

また、前連結会計年度に㈱ツリーフルを子会社化したことによりツリーハウスリゾート事業を新規事業として開始いたしました。ツリーハウスリゾート事業は、連結子会社㈱ツリーフルが沖縄県名護市で行っているツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供するリゾート事業であります。㈱ツリーフルは、2021年7月に「旅館業法に基づく旅館業営業許可申請」が許可され、日本で初めて宿泊料を受けて宿泊が可能なツリーハウスリゾートとして2021年8月にオープンいたしました。

ツリーハウスリゾートのコンセプトは、「サステイナブル（持続可能な）リゾート」であり、化石燃料を使用せず、代わりに電気を使用し、使用量よりも多くの太陽光発電により持続可能な社会を構築することを目指しております。当社グループは、ツリーハウスリゾート事業について成長戦略を見出し、グループの企業価値向上を目指してまいります。

上記のツリーハウスリゾート事業の売上高計上等により、前期と比較し売上高（内部取引を含む）が増加いたしました。

費用面では、主にゲーム運営に係る業務委託費の増加により販売費及び一般管理費が増加いたしました。

これらの結果、日本セグメントにおける売上高は77,692千円（内部取引を含む）と前期比で944千円（1.2%）の増加となり、セグメント損失が229,113千円（前期は185,479千円の損失）となりました。

ロ. 韓国

韓国セグメントでは、2022年5月に東南アジアにおいて、2022年6月にグローバルエリアにおいて、HTML5ゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」のサービス提供を開始いたしました。HTML5ゲームは、ダウンロード不要でPC及びスマートフォン等、様々なデバイスからプレイが可能な接近性が高いゲームであります。HTML5ゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」の累計登録者数は、サービス開始後順調に増加し、2022年7月15日に100万人、2022年10月3日に150万人、2022年12月28日に200万人に到達いたしました。また、売上高も順調に増加し、当期の売上高は2,443,327千円を計上いたしました。現在、「Flyff Universe（フリフユニバース）」のHTML5ゲームの要素にブロックチェーン技術によるPlay To Earn（P2E）（※4）要素を組み合わせたNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」を開発しており、2024年3月期第3四半期のリリースを予定しております。

続いて、スマートフォンアプリ事業では、2022年4月1日に、Gala Lab Corp. が過年度にライセンス及び運営権を譲渡したスマートフォンゲームアプリ「Flyff Legacy（フリフレガシー）」について、METABORA Co., Ltd. と権利を再取得する契約を締結いたしました。これにより、Gala Lab Corp. がゲームを提供していくこととなりました。また、連結子会社Gala Mix Inc. が開発した歩数計アプリ「winwalk（ウィンウォーク）」及びスマートフォンアプリ「winQuiz（ウィンクイズ）」について、グローバルなネットワークを活かした多言語展開による配信を進めており、売上高が順調に推移いたしました。これらにより前期と比較し売上高（内部取引を含む）が増加いたしました。

一方、オンラインゲーム事業では、ライセンス展開及びチャネリング（※5）展開を進めており、Gala Lab Corp. の主力ゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」について、METABORA Co., Ltd. とのライセンス契約の終了に伴い、Gala Lab Corp. は、2022年4月1日にBPMG Co., Ltdとチャネリング契約を締結いたしました。これにより主要エリアでのゲームの提供会社（パブリッシャー）がライセンス先からGala Lab Corp. に変更になり、売上の計上方法が受取ライセンス料によるライセンス売上からパブリッシャーとしてのパブリッシング売上に変更になりパブリッシング売上は増加いたしました。前期にライセンス契約の終了に伴う一時的な売上高が発生したことにより前期と比較して売上高（内部取引を含む）が減少いたしました。

ライセンス展開においては、当社の強みであるグローバルなネットワークを活かした多言語展開によるサービス提供として、台湾のゲーム提

供会社Digeam Co., Ltd.が2020年7月より「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」、2021年6月より「Flyff Online（フリフオンライン）」のサービス提供を行っております。

さらに、当社グループは、収益貢献へのもう一つの施策として今後の市場規模の拡大が期待されているブロックチェーン関連事業を主力事業として推し進めてまいります。当該ブロックチェーン関連事業の一つとして、Gala Lab Corp.は、2022年9月に韓国における大手電機通信事業会社LG Uplus Corp.及び韓国最大規模のデジタルIT企業であるMegazone Corporationとメタバース（※6）キャンパスプラットフォーム事業（以下、「Meta Campus事業」という。）に係る業務提携基本合意書を締結し、2022年12月に業務提携契約書を締結いたしました。Meta Campus事業は、メタバースプラットフォームによる仮想キャンパスを開発・構築し、大学等の教育機関に生徒のコミュニティ空間や大学入試説明会等のイベントの場としてメタバースプラットフォームを提供していく事業であります。業務の役割分担は、Gala Lab Corp.がメタバースプラットフォームの開発、LG Uplus Corp.が学校誘致及びマーケティング、Megazone Corporationがクラウド等のインフラ提供を担当いたします。

また、2021年4月にGala Lab Corp.がMETABORA Co., Ltd.及び韓国のエンターテインメント会社Barunson Co., Ltd.と契約締結したブロックチェーンベースのメタバースプラットフォーム内で提供するゲーム「Flyff World for Metaverse」及び「Rappelz World for Metaverse」の開発契約（Metaverseプロジェクト）についても開発を進めてまいります。当該Metaverseプロジェクトは、Barunson Co., Ltd.がメタバース内で暗号資産「BORA」が利用できるメタバースプラットフォームの開発・提供・運営を行い、METABORA Co., Ltd.はブロックチェーン技術開発と技術支援を担当し、Gala Lab Corp.はPCオンラインゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」のIPを使い、メタバースプラットフォーム内で提供するゲーム「Flyff World for Metaverse」及び「Rappelz World for Metaverse」の開発・コンテンツ制作及びサービス運営を担当いたします。

費用面では、主に「Flyff Universe（フリフユニバース）」に係るマーケティング活動費用が増加したことによる広告宣伝費の増加、売上増加に伴う付加価値税の増加、ソフトウェア償却費が増加したことから販売費及び一般管理費が増加いたしました。

これらの結果、韓国セグメントの売上高は3,204,859千円（内部取引を含む）と前期比で2,632,974千円（460.4%）の増収となり、セグメント利益が681,187千円（前期は98,993千円の損失）となりました。

- (※1) NFTゲーム/ブロックチェーンゲームとは、暗号資産基盤技術であるブロックチェーン(※2)を利用し、ゲーム内アイテムが「NFT化」されているゲームをいいます。GameFi (GameとDecentralized Finance: ゲームと分散型金融を掛け合わせた造語)とも言われております。
- (※2) ブロックチェーンとは、分散型ネットワークを構成する複数のコンピューターに暗号技術を組み合わせ、取引情報等のデータを同期して記録する手法であり、一定期間の取引データをブロック単位にまとめ、コンピューター同士で検証し合いながら正しい記録をチェーン(鎖)のようにつないで蓄積する仕組みであります。
- (※3) NFT (Non-Fungible Token: 非代替性トークン)とは、「偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータ」のことであり、暗号資産と同じく、ブロックチェーン上で発行及び取引されるデジタルデータであります。
- (※4) Play To Earn (P2E)とは、ブロックチェーンゲーム内で得た収入やポイントを暗号資産に変えて取引所等で売買が可能であり、このゲームで遊んで収入が得られることが「Play To Earn」(P2E)と呼ばれております。
- (※5) チャネリングとは、オンラインゲーム等に関して、他社のゲームポータルサイトにてプレイできるようになるサービスをいいます。
- (※6) メタバース (Metaverse) は、超を意味するメタ (meta) と宇宙を意味するユニバース (universe) から作られた合成語で、多人数が参加可能で、参加者がその中で自由に行動できるインターネット上に構築された多人数参加型の3次元仮想空間です。利用者はアバターと呼ばれる自分の分身を介して仮想空間に入ることによってその世界の探索、他の利用者とのコミュニケーションを図ることができます。また、ユーザーが独自のゲームを作成し、他のユーザーにプレイさせて収益化することやユーザーがゲーム内のアイテム等をNFT(※3)として他のユーザーと暗号資産により売買することができる仕組みを構築できます。

事業部門別の売上高を示すと、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 2021年4月1日) (至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日) (至 2023年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
オンラインゲーム事業	千円 371,970	% 61.9	千円 359,466	% 11.2
スマートフォンアプリ事業	113,086	18.8	255,330	8.0
HTML5ゲーム事業	—	—	2,443,327	76.2
Meta Campus事業	—	—	50,356	1.6
その他事業	115,901	19.3	99,299	3.0
合計	600,958	100.0	3,207,780	100.0

(注) 事業部門別売上高内訳におきましては、記載金額の千円未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、271,131千円であります。

その主なものは、(株)ツリーフルにおける建設仮勘定(44,487千円)、Gala Lab Corp.におけるソフトウェア(219,225千円)であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、第三者割当による株式及び新株予約権の発行を決議し、2022年5月30日に185,256千円の資金調達を行いました。また、第6回新株予約権及び第16回新株予約権の全部並びに第15回新株予約権の一部について、権利行使による新株の発行が行われ1,114,759千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第27期 (2020年3月期)	第28期 (2021年3月期)	第29期 (2022年3月期)	第30期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	412,711	985,413	600,958	3,207,780
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△287,845	93,273	△220,339	400,787
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△432,420	△131,087	△186,142	320,400
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△25.14	△6.98	△9.77	13.35
総資産(千円)	719,720	1,085,399	1,047,658	3,023,377
純資産(千円)	114,004	303,810	438,439	2,234,771
1株当たり純資産額(円)	1.63	9.83	△1.53	72.63

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況並びに企業結合等の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ガーラジャパン	一千円	100%	オンラインゲーム運営、クラウド関連事業
Gala Lab Corp. (注2)	4,500,005千 韓国ウォン	58.9% (41.1%)	オンラインゲーム開発・提供・運営 スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営
Gala Mix Inc. (注2)	750,000千 韓国ウォン	80.0% (20.0%)	スマートフォン、タブレットPC向けアプリ企画・開発・提供・運営
(株)ツリーフル (注2)	144,250千円	8.7% (81.8%)	ツリーハウスリゾート事業
Gala Innovative Inc. (注3)	1,253千米ドル	100%	

(注) 1. 連結子会社は、上記重要な子会社の5社であります。

2. 当社の議決権比率欄の()内は緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で記

載しております。

3. Gala Innovative Inc. は事業を休止しております。

③ 企業結合等の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「グローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」として、オンライン・コミュニティ関連事業をビジネスの中核に捉えて早期の収益基盤確立を目指し、数々の施策に取り組んでおりますが、以下の課題を認識しており、次期以降につきましても積極的に対処していく所存であります。

① ゲーム事業の更なる収益拡大

当社グループは、スマートフォンアプリ事業において、自社開発したMMORPGの2大タイトルであるPCオンラインゲーム「Flyff Online（フリフオンライン）」及び「Rappelz Online（ラペルズオンライン）」を題材としたスマートフォンアプリの開発に注力し、2014年12月にスマートフォンアプリ「Flyff All Stars（フリフオールスターズ）」、2017年1月にスマートフォンアプリ「Flyff Legacy（フリフレガシー）」、そして、スマートフォンアプリ「Rappelz（ラペルズモバイル）」を2020年3月に東南アジアにおいて、2021年10月にアメリカ・カナダにおいてダウンロード配信を開始いたしました。しかしながら、当該タイトルのスマートフォンアプリ事業における売上は低調に推移しており、ゲーム事業の更なる売上高拡大を経営課題として認識しております。

そのため、当社グループは、ユーザーがゲームを楽しむだけでなく、アイテムを売却することによる収益を獲得することができるNFTゲーム/ブロックチェーンゲームを経営戦略上の主力の事業と捉え、既存のゲームタイトルを順次NFTゲーム/ブロックチェーンゲーム化していくことによりNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの収益化に向けて注力してまいります。

一方、オンラインゲーム事業において、ライセンス展開及び他社プラットフォームでプレイが可能となるチャネリング展開を進めております。また、2022年5月に「Flyff Online（フリフオンライン）」をベースに、ダウンロード不要でPC及びスマートフォンでのプレイが可能なHTML5ゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」をリリースいたしました。今後、さらにNFTゲーム/ブロックチェーンゲームの要素を組み合わせたNFTゲーム/ブロックチェーンゲーム「Flyff Universe（フリフユニバース）」のリリースを予定しております。さらに、メタバースプロジェクトとしてブロックチェーンベースのメタバースプラットフォーム内で提供するゲーム「Flyff World for Metaverse」及び「Rappelz World for Metaverse」の早期開発を目指しま

す。これらにより、ゲームの提供先を増やし、ゲーム事業の安定的な収益化に向けて注力してまいります。

② 新たな収益基盤の確立

当社グループは、主力事業であるゲーム事業以外の新規事業により収益源を確保するとともに安定的な収益基盤を確立することを重要な経営課題であると認識しており、新規事業として、クラウド関連事業、ツリーハウスリゾート事業及びブロックチェーン関連事業の収益基盤の確立に向けて注力してまいります。

クラウド関連事業は、2019年5月に業務提携した韓国のクラウド事業会社 Megazone Cloud Corporationの日本展開に関して日本国内の営業サポート業務、運営サポート業務、採用及び人事管理サポート業務、イベントサポート業務を行ってまいります。また、ツリーハウスリゾート事業は、連結子会社(株)ツリーフルが沖縄県名護市で行っているツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供する事業であり、今後、ツリーハウス及びエアロハウスの追加建設により宿泊施設を増やしてまいります。さらに、ブロックチェーン関連事業の一つとして2022年12月にLG Uplus Corp. 及びMegazone CorporationとMeta Campus事業に係る業務提携契約書を締結し、新規事業として開始いたしました。Meta Campus事業は、メタバースプラットフォームによる仮想キャンパスを開発・構築し、大学等の教育機関に生徒のコミュニティ空間や大学入試説明会等のイベントの場としてメタバースプラットフォームを提供していく事業であります。

③ 資金調達

当社グループは、ゲーム事業におけるライセンス取得、開発及びプロモーション等の資金及び新規事業における事業展開のための資金が必要であります。次期以降も資金調達について引き続き検討してまいります。

なお、当社は2022年5月13日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第7回新株予約権の発行を決議し、2022年5月30日に払込手続きが完了しております。

④ 内部統制システムの適正維持

当社グループは、内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。

引き続き、財務情報の精度並びに正確性確保を目的に、在外連結子会社を含めた経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築を継続的に取り組んでいく所存であります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは当社及び連結子会社5社で構成されており、インターネット等のネットワークを利用した情報交換機能を持つコミュニティの関連サービスを主な事業としており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの開発・運営、オンラインゲームの開発・運営を行っております。また、新規事業としてクラウド関連事業、ツリーハウスリゾート事業及びブロックチェーン関連事業を行っております。

当社グループの事業内容並びに当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは下記のとおりであります。

① 当社

当社は事業持株会社であり、スマートフォン、タブレットPC向けアプリのライセンスの販売代理業等を行っており、スマートフォン、タブレットPC向けアプリを一般消費者に提供しております。

また、新規事業としてクラウド関連事業を行っております。

② (株)ガーラジャパン (連結子会社)

(日本、オンラインゲーム事業、クラウド関連事業)

オンラインゲームの運営を行っております。また、新規事業としてクラウド関連事業を行っております。

③ Gala Lab Corp. (連結子会社)

(韓国、オンラインゲーム事業、スマートフォンアプリ事業及びブロックチェーン関連事業)

ゲーム内にコミュニティ機能を有するMMORPGと呼ばれるオンラインゲームの開発をしており、各国のパブリッシャーに開発したオンラインゲームのライセンスを供給するとともに、オンラインゲームのポータルサイト『gPotato (ジーポテト <http://www.gpotato.kr/>)』を開設・運営しており、オンラインゲームを一般消費者に提供しております。

また、スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営及びライセンス供給を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

さらに、ブロックチェーン関連事業の一つとして、Meta Campus事業を行っており、メタバースプラットフォームによる仮想キャンパスを開発・構築し、大学等の教育機関に生徒のコミュニティ空間や大学入試説明会等のイベントの場としてメタバースプラットフォームを提供しております。

④ Gala Mix Inc. (連結子会社)

(韓国、スマートフォンアプリ事業)

スマートフォン、タブレットPC向けアプリの企画・開発・運営を行っており、アプリを一般消費者に提供しております。

⑤ (株)ツリーフル (連結子会社)

(日本、ツリーハウスリゾート事業)

ツリーハウス及び地上の建築物であるエアロハウスを1つのセットにして宿泊者に提供しております。

⑥ Gala Innovative Inc. (連結子会社)

(米国)

事業活動を休止しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主な事業所

本社：東京都渋谷区

② 子会社の事業所

(株)ガーラジャパン

本社：東京都渋谷区

Gala Lab Corp.

本社：大韓民国ソナム市

Gala Mix Inc.

本社：大韓民国ソウル市

(株)ツリーフル

本社：沖縄県名護市

Gala Innovative Inc.

本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
60名	8名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
5名	1名減	45.9歳	16.8年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
沖縄振興開発金融公庫	40,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 39,292,000株

② 発行済株式の総数 25,035,700株

(注) 2022年5月30日を払込期日とする第三者割当による新株の発行978,400株、第6回新株予約権の行使による新株の発行4,672,900株及びストック・オプションの行使による新株の発行323,600株により発行済株式の総数は5,974,900株増加しております。

③ 株主数 12,145名

④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Megazone Cloud Corporation	7,709,100 株	30.79%
菊川 暁	4,168,700	16.65
楽天証券株式会社	191,600	0.77
日本証券金融株式会社	130,600	0.52
真木 薫	123,400	0.49
安達 洋祐	112,500	0.45
見城 新	106,000	0.42
林 香児郎	73,700	0.29
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG	70,200	0.28
井上 博幸	68,100	0.27

(注) 当社は、自己株式は所有していません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付した新株予約権の状況

第15回新株予約権（2018年8月31日開催取締役会決議に基づき発行）

発行決議日	2018年8月31日		
新株予約権の数	950個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式95,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり34,400円 (1株当たり 344円)		
権利行使期間	2020年9月19日から2024年9月18日まで		
行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。		
区分	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役	社外監査役
保有者数	2名	1名	1名
新株予約権の数	940個	5個	5個
目的となる株式の数	94,000株	500株	500株

② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況 該当する事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2022年5月13日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	29,892個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式2,989,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり175円
新株予約権の払込期日	2022年5月30日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 184円
権利行使期間	2022年5月30日から2024年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先	Megazone Cloud Corporation 14,946個 菊川 暁 14,946個

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 グ ル ー プ C E O	菊 川 暁	(株)ガーラジャパン 代表取締役会長 Gala Lab Corp. 代表理事会長 Gala Innovative Inc. Chairman Gala Mix Inc. 理事 (株)ツリーフル 代表取締役
取 締 役	金 志 芸	(株)ガーラジャパン 代表取締役CEO
取 締 役 C F O	岡 本 到	(株)ツリーフル 取締役CFO
取 締 役	キ ム ・ ヒ ヨ ン ス	Gala Lab Corp. 代表理事CEO
取 締 役	パ ジ ョ ・ ニ コ ラ	Gala Mix Inc. 代表理事CEO
取 締 役	イ ・ ジ ュ ワ ン	Megazone Co.,Ltd. 理事 Megazone Cloud Corporation 代表理事
取 締 役	ジ ョ ・ ウ オ ン ウ	Megazone Cloud Corporation 理事CEO MEGAZONE(株) 代表取締役
取 締 役	ユ ン ・ ジ ュ ン ソ ン	Megazone Cloud Corporation 理事CSO
取 締 役	チ ョ ン ・ ヒ ヨ ン ウ	Megazone Cloud Corporation 理事General Counsel
取 締 役	倉 持 倫 之	(株)アンダーザライト 代表取締役 (株)ホリスティックヘルスケア研究所 代表取 締役
常 勤 監 査 役	鍛 治 豊 顕	
監 査 役	清 水 厚	CaN Accounting Advisory(株) 代表取締役
監 査 役	川 手 広 樹	(株)グランスケープ 代表取締役

- (注) 1. 取締役倉持倫之、取締役イ・ジュワン、取締役ジョ・ウオンウ、取締役ユン・ジュンソン及び取締役チョン・ヒョンウは、社外取締役であります。
2. 常勤監査役鍛治豊顕、監査役清水厚は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役倉持倫之、監査役鍛治豊顕及び監査役清水厚を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役清水厚は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	56,772千円 (2,160)	56,772千円 (2,160)	－千円 (－)	－千円 (－)	6名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,162 (11,407)	13,162 (11,407)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	69,934 (13,567)	69,934 (13,567)	－ (－)	－ (－)	9 (3)

ロ. 非金銭報酬等の内容

該当事項はございません。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数

は、8名（うち、社外取締役は0名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬として、2006年6月27日開催の第13回定時株主総会において年額550,000千円以内、新株予約権の数の上限を年5,800個と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2000年6月9日開催の第7回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役は1名）です。

また金銭報酬とは別枠で、ストック・オプション報酬として、2006年6月27日開催の第13回定時株主総会において年額10,000千円以内、新株予約権の数の上限を年100個と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）です。

二. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 取締役の報酬等の額の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及びストック・オプション報酬により構成される。

基本報酬は、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、各役員の本担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上で算定し、当社取締役の報酬決定に関する客観性及び透明性の確保を目的として設置され、当社社外取締役及び当社社外監査役により構成される役員報酬委員会（以下「本委員会」という。）にて承認の上、決定するものとする。

また、ストック・オプション報酬は、当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材

の確保等を目的として、当社グループへの貢献の期待値等を勘案の上、株主総会において決議された報酬等の総額の限度内で、取締役会により決定するものとする。

b. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、ストック・オプション報酬とし、各取締役における当社グループの将来の企業価値向上への貢献度の期待値等を勘案の上、決定するものとする。

ストック・オプションの発行時期は、当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、また優秀な人材の確保を目的のために必要と考えられる時期を適宜判断して発行するものとする。

d. 基本報酬の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、ストック・オプションの発行時において、代表取締役グループCEO菊川 暁は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行い、取締役会に提示するものとする。取締役会は当該提示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の額に対する割合を決定するものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会にて代表取締役に一任の決議がされた場合、代表取締役グループCEO菊川 暁が、取締役会から与えられた委任に基づき、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案の上、報酬決定に関する基本方針に基づき個別報酬案を作成し、本委員会での承認を受けたのち、

決定するものとする。

なお、当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、上記のとおり、代表取締役による取締役の個人別の報酬等の内容についての決定については、本委員会の審議及び承認を受ける必要があるものとする。

本委員会における手続は、以下のとおりである。

本委員会は、代表取締役が提案する下記の内容について、合理性、公平性、相場比較等の観点から妥当性を審議し、承認する。

- ・前事業年度実績に対応した各人別取締役報酬実施案
- ・当事業年度の取締役報酬の方針、基準案

本委員会が代表取締役からの提案に賛同出来ない場合は、明確な理由を付した上で代表取締役にその旨を回答する。代表取締役は、改めて修正案を本委員会に提案するものとし、本委員会並びに代表取締役は誠意をもって協議解決を図るものとする。

取締役会の要請がある場合、本委員会の議事内容及び結果等について、委員長が取締役会にて報告する。

なお、ストック・オプション報酬については、報酬決定に関する基本方針に基づき、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役グループCEO菊川 暁に対し各取締役の基本報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社役員規定第17条において、取締役会が各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役に一任する決議をした場合の各取締役の報酬決定のルールが定められており、また、当社グループ全体の業績、各取締役の担当地域における業績や当社グループへの貢献等を勘案しつつ各取締役の業務執行について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に本委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役倉持倫之は、(株)アンダーザライトの代表取締役、(株)ホリスティックヘルスケア研究所の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

取締役イ・ジュワンは、Megazone Co., Ltd. の理事及びMegazone Cloud Corporationの代表理事であります。

取締役ジョ・ウォンウは、Megazone Cloud Corporationの理事CEO及びMEGAZONE(株)の代表取締役であります。

取締役ユン・ジュンソンは、Megazone Cloud Corporationの理事CSOであります。

取締役チョン・ヒョンウは、Megazone Cloud Corporationの理事General Counselであります。

Megazone Cloud Corporationは、当社のその他の関係会社であります。また、同社は当社との間で、業務提携に関する基本契約を締結しております。

Megazone Co., Ltd. は、当社のその他の関係会社の親会社であります。また、同社は当社との間で、共同マーケティング事業契約を締結しております。

MEGAZONE(株)は、当社のその他の関係会社の子会社であります。また、同社は当社との間で、管理業務委託契約書を締結しております。

監査役清水厚は、CaN Accounting Advisory(株)の代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

監査役川手広樹は、(株)グランスケープの代表取締役であります。なお、上記の会社と当社の間において特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当する事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 倉 持 倫 之	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から、経験豊富な社外役員としての発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 イ・ジュワン	当事業年度開催の取締役会9回のうち5回に出席し、企業経営等の豊富な経験と幅広い見識から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 ジョ・ウォンウ	当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、複数の会社のCEOとしての豊富な経験と幅広い知見から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 ユン・ジュンソン	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、経営戦略に関する豊富な経験と幅広い知見から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
取締役 チョン・ヒョンウ	当事業年度開催の取締役会9回のうち8回に出席し、弁護士として培った企業法務についての専門的な観点から発言を行っており、客観的・中立的立場で関与し、意思決定の妥当性・適正性の判断において適切な役割を果たしております。
監査役 鍛 治 豊 頭	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。さらに、常勤監査役として代表取締役及び会計監査人との面談及び意見交換並びに重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
監査役 清 水 厚	当事業年度開催の取締役会9回全てに出席し、公認会計士として培った会計知識と高い見識に加え、企業運営における法令、リスクマネジメント等に関する豊富な実務経験に基づき意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人Ks Lab.

(注) 当社の会計監査人は、2022年6月25日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって仁智監査法人から監査法人Ks Lab. に異動しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、イ. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. Gala Lab Corp. については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任を決定いたします。

また、その他会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、監査役会が解任又は不再任の議案を株主総会に提出することを決定いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大量取得を目的とする買付については、当該買付者の事業内容、買収提案における事業計画、並びに過去の投資行動等を考慮し、当該買付行為及び買収提案における当社企業価値の向上策について慎重に検討する必要があると考えております。

但し、現時点において、当社としては、買付者が出現した場合の具体的な買収防衛策をあらかじめ定めておく考えはございません。現状の取組みといたしましては、当社株式の取引状況・異動状況を注視し、当社株式を大量に取得しようとする株式売買が発生した場合には、状況に応じて速やかに当社として最も適切と考えられる措置をとる方針であります。

具体的には、可能な限りの情報を収集した上で、社外の専門家にも参加し

ていただき、当該事項を検討し、当社の企業価値向上を目的とした施策の検討並びにその実行に向けて取り組む予定であります。

なお、当社のグループ会社の株式を大量に取得しようとする買付者が現れた場合においても、同様の対応をとる方針であります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして考えております。当社の剰余金の配当については、中間配当及び期末配当の年2回にて行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

しかしながら、当社が属するインターネット関連業界は環境変化による影響が大きいため、積極的に事業を展開し提供サービスにおける当社グループの優位性を確保すること、経営及び業務執行体制を強化し収益基盤を確立することが企業価値の増大につながると考えております。このため当面配当は行わず、収益基盤確立に注力する予定であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定により、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	2,181,705	流 動 負 債	311,600
現金及び預金	1,839,156	買掛金	18
売掛金	259,666	1年内返済予定の長期借入金	9,600
棚卸資産	1,277	未払金	159,582
未収入金	2,672	未払費用	16,597
前払費用	5,084	前受金	29,815
暗号資産	26,037	前受収益	68,666
その他	48,105	未払法人税等	6,624
貸倒引当金	△294	リワード引当金	13,251
固 定 資 産	841,671	賞与引当金	2,543
有 形 固 定 資 産	273,334	その他	4,900
建物及び構築物	172,883	固 定 負 債	477,005
機械装置及び運搬具	6,249	長期借入金	31,200
工具、器具及び備品	11,934	長期前受収益	262,873
土地	46,294	繰延税金負債	69
建設仮勘定	35,971	退職給付に係る負債	182,862
無 形 固 定 資 産	109,267	負 債 合 計	788,605
のれん	92,846	【 純 資 産 の 部 】	
その他	16,420	株 主 資 本	2,182,364
投 資 そ の 他 の 資 産	459,069	資本金	4,213,860
投資有価証券	229	資本剰余金	2,859,465
敷金及び保証金	10,480	利益剰余金	△4,890,961
長期前払費用	175,666	その他の包括利益累計額	△364,120
繰延税金資産	272,693	その他有価証券評価差額金	158
資 産 合 計	3,023,377	為替換算調整勘定	△364,278
		新 株 予 約 権	29,438
		非 支 配 株 主 持 分	387,088
		純 資 産 合 計	2,234,771
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,023,377

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		3,207,780
売 上 原 価		1,077,263
売 上 総 利 益		2,130,517
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,692,598
営 業 利 益		437,919
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,774	
為 替 差 益	8,991	
受 取 出 向 料	7,458	
そ の 他	8,246	29,470
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	139	
暗 号 資 産 売 却 損	6,916	
暗 号 資 産 評 価 損	58,141	
そ の 他	1,404	66,602
経 常 利 益		400,787
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2,270	2,270
特 別 損 失		
減 損 損 失	138,666	
固 定 資 産 除 却 損	4,196	142,862
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		260,195
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,845	
法 人 税 等 調 整 額	△275,340	△265,495
当 期 純 利 益		525,690
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		205,289
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		320,400

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
流 動 資 産	1,441,387	流 動 負 債	7,509
現金及び預金	1,140,124	買掛金	18
売掛金	268,860	未払金	3,192
未収入金	136,296	未払費用	762
前渡金	64,590	未払法人税等	1,210
前払費用	432	預り金	2,326
未収消費税等	990	固 定 負 債	69
その他の	661	繰延税金負債	69
貸倒引当金	△170,569	負 債 合 計	7,579
固 定 資 産	163,164	【 純 資 産 の 部 】	
投資その他の資産	163,164	株 主 資 本	1,567,384
投資有価証券	229	資本金	4,213,860
関係会社株式	162,934	資本剰余金	2,742,319
関係会社長期貸付金	485,000	資本準備金	2,353,429
貸倒引当金	△485,000	その他資本剰余金	388,890
資 産 合 計	1,604,551	利益剰余金	△5,388,795
		その他利益剰余金	△5,388,795
		繰越利益剰余金	△5,388,795
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	158
		その他有価証券評価差額金	158
		新 株 予 約 権	29,429
		純 資 産 合 計	1,596,971
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,604,551

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		67,189
売 上 原 価		8,569
売 上 総 利 益		58,620
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,608
営 業 利 益		51,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,593	
為 替 差 益	3,380	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	10,000	
そ の 他	271	18,246
経 常 利 益		69,257
特 別 利 益		
関係会社事業損失引当金戻入額	286,032	
新株予約権戻入益	2,270	288,302
税 引 前 当 期 純 利 益		357,560
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
当 期 純 利 益		356,350

(記載金額は、千円未満を切り捨てて記載しております。)

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 堤 淳
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松岡 繁郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ガーラの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガーラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社ガーラ
取締役会 御中

監査法人Ks Lab.
大阪府大阪市

指 定 社 員 公認会計士 堤 淳
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 松岡 繁郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ガーラの2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

2023年6月1日

株式会社ガーラ

代表取締役グループCEO 菊川 暁 殿

株式会社ガーラ 監査役会

常勤社外監査役 鍛 治 豊 顕 ⑩

社外監査役 清 水 厚 ⑩

監査役 川 手 広 樹 ⑩

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤社外監査役が子会社の監査役を兼任しており、取締役会に出席するほか、必要に応じて子会社からその事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人Ks Lab. の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更（取締役の増員）の件

1. 提案の理由

今般の子会社の新規事業により事業範囲が拡大したことに伴い、一層の経営基盤の強化・充実を図り、取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、現行定款第19条（取締役の員数）を10名以内から12名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
株式会社ガーラ 定款 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 2023年3月1日 改定	株式会社ガーラ 定款 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 2023年6月24日 改定

第2号議案 定款一部変更（事業年度の変更）の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、当社のその他の関係会社であるMegazone Cloud Corporationが12月決算であり、同社と決算期の統一を図ることにより、決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に変更するものであります。

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（事業年度）、第45条（剰余金の配当の基準日）及び第46条（中間配当）に所要の変更を行うものであります。また、経過措置として新たに附則を設けることといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式会社ガーラ 定款</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>（事業年度） 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日から翌年3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（中間配当） 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>株式会社ガーラ 定款</p> <p>（定時株主総会の基準日） 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>（事業年度） 第44条 当社の事業年度は、毎年<u>1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>（中間配当） 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">2023年 3 月 1 日 改定</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(第31期事業年度に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 1 条 第44条 (事業年度) の定めにかかわらず、第31期の事業年度は2023年 4 月 1 日から2023年12月31日までの 9 か月間とする。なお、本条は、第31期事業年度終了後、これを削除する。</u></p> <p><u>第 2 条 第45条 (中間配当金) の規定にかかわらず、第31期事業年度は2023年 9 月30日を中間配当基準日とする。なお、本条は、第31期事業年度終了後これを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">2023年 6 月24日 改定</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

今般の子会社の新規事業により事業範囲が拡大したことに伴い、一層の経営基盤の強化・充実を図り、取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、取締役を1名増員いたしたく、第1号議案の「定款一部変更（取締役の増員）の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">ホウ・ヒョン Hyun Hur (1977年10月10日)</p>	<p>2006年6月 Aeonsoft Inc. (現Gala Lab Corp.) 入社 2006年10月 Gala Networks Europe Ltd. COO 2006年12月 Gala-Net Inc. Director 2008年5月 Gala Networks Europe Ltd. CEO 2008年6月 当社取締役 2009年5月 (株)ガーラジャパン取締役 2009年6月 当社取締役グループCPO 2011年7月 当社取締役グループCOO 2011年9月 Gala Lab Corp. 理事 2012年4月 (株)ガーラポケット (現(株)ガーラジャパン) 取締役 2012年10月 Gala Innovative Inc. Director 2012年12月 当社韓国事業所所長 2013年6月 当社取締役 2014年10月 Gala Connect Inc. 代表理事CEO 2020年6月 当社取締役退任 2023年3月 (株)ツリーフル取締役 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">25,000株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由がありま

す。候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役のスキル・マトリックス

本株主総会において、第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	役職	事業経営	財務・ 会計	技術開発	マーケ ティング	法務	国際性
菊川 暁	代表取締役 グループCEO	○		○	○		○
金 志芸	取締役	○			○		○
岡本 到	取締役CFO	○	○				
キム・ヒヨンス	取締役	○		○	○		○
バジヨ・ニコラ	取締役	○			○		○
ハウ・ヒョン	取締役	○			○		○
イ・ジュワン	社外取締役	○			○		○
ジョ・ウォンウ	社外取締役	○			○		○
ユン・ジュンソン	社外取締役		○				○
チョン・ヒョンウ	社外取締役					○	○
倉持 倫之	社外取締役	○			○		

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役鍛冶豊頭、川手広樹の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かじ とよあき 鍛冶 豊頭 Toyoaki Kaji (1949年9月10日)	1972年4月 富士写真フイルム(株)入社 1994年4月 ソフトバンク(株)入社 1997年10月 (株)パソナソフトバンク取締役 1999年9月 ソフトバンク・テクノロジー(株) 執行役員 2000年5月 ソフトバンク・モバイル・テク ノロジー(株)代表取締役 2002年4月 (株)アビリティ代表取締役 CEO 2007年6月 当社常勤監査役(現任) 2009年6月 (株)アビリティ取締役	20,500株
【社外監査役候補者とした理由】 鍛冶豊頭氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は企業経営を統括する十分な見識ならびに人事労務に関するこれまでのご経験及び、これまでのご経験を引き続き当社の監査に活かして頂きたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			
2	かわて ひろき 川手 広樹 Hiroki Kawate (1967年11月10日)	1994年10月 当社取締役 1999年12月 (株)アール・アイ・エス(2000年 2月に当社が(株)アール・アイ・ エスの全株式を譲受け100%子 会社化し(株)ガーラウェブに商号 変更)代表取締役 2010年6月 当社取締役退任 2015年5月 (株)グランスケープ代表取締役 (現任) 2015年7月 (株)ガーラウェブ(現トライベッ ク・プロフェッショナルサービ ス(株))代表取締役退任 2019年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) (株)グランスケープ 代表取締役	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鍛冶豊頭氏は、社外監査役候補者であります。
3. 鍛冶豊頭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
4. 当社は、鍛冶豊頭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任につき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、

同氏との当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役及び監査役及び管理職等の従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされております。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補の対象としない等、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、鍛冶豊頭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line below the characters 'メ' and 'モ' and extending down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line below the characters 'メ' and 'モ' and extending down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, starting from the line below the characters 'メ' and 'モ' and extending down the page.